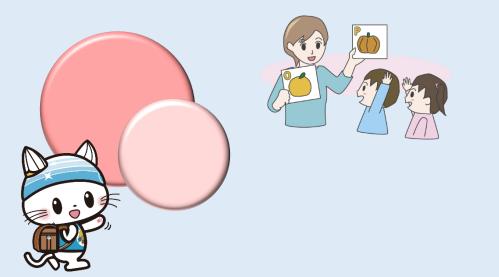


第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画







子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て関連3法に基づき、国及び県の基本方針に 即して、市町村が定める計画です。

かすみがうら市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を実施しています。

この中間見直しは、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績などから児童数や教育・保育の利用者数等を鑑み、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しを行ったものです。

令和5年3月

I 計画の位置づけと計画期間

見直しの対象年度は、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の後半となる、令和5年度、令和6年度です。 中間見直し

									$\overline{}$					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024				
計画期間														
	第1期子ども・子育て支援事業計画						第2期子ども	・子育て支援	事業計画	業計画				
									4					

見直し期間

Ⅱ 子ども子育て支援のための施策

目標-1 子どもの発達・成長を支える質の高い教育・保育の提供

- 〇子育て支援や子どもの成長を支える基盤となる教育・保育施設等、子育て支援 や相談体制の充実を図り、質の高いサービスを提供する施策を実施します。
- ■施策1-1 子育てに関する相談・支援体制の充実
- ■施策1-2 適正な教育・保育施設の確保
- ■施策1-3 子育て支援施設の充実
- ■施策1-4 子どもが安心して活動できる場所の整備
- ■施策1-5 障害児に対する支援の充実
- ■施策1-6 外国につながる幼児への支援・配慮
- ■施策1-7 幼児教育・保育等の質の確保と向上

目標-2 子どもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供

○子どもの成長を支援するため、働き方や 家族構成等の多様化によるライフスタ イルの変化に対応した支援を行います。



- ■施策2-1 格差のない教育機会の確保
- ■施策2-2 子育てに対する経済的支援の充実
- ■施策2-3 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ■施策2-4 母子の健康を守る保健事業の充実
- ■施策2-5 子ども医療の充実
- ■施策2-6 子育て世代が働く環境の整備
- ■施策2-7 地域ぐるみで子どもを見守る体制づくり

目標-3 かすみがうら市の資源を生かした子育て環境の創出

- 〇かすみがうら市の地域資源を生かした 子育て環境づくりに取り組むため、教 育・保育だけでなく、関連部署との連携 による、安全・安心な子育て環境を創出 します。
- ■施策3-1 子どもの安全確保に対する取り組みの強化
- ■施策3-2 地域資源に触れる教育・保育の充実
- ■施策3-3 世代交流を促進する機会の充実
- ■施策3-4 地域における子育て体制の再構築

Ⅲ 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設の量の見込みについては、1号認定児童について実際のニーズが多いことから、量の見込みを増やす一方、2号、3号認定児童については減少を見込みます。

表-教育・保育施設の量の見込みと確保の方策(中間見直し)

	区分				2号			3号					
年			1号		幼稚園		左記		0歳		1 •	2歳	
度		内容		10 🗆	利		以:		4 🗆	10 🗆	4 🗆	10 🗆	
				10月			4月	10月	4月		4月		
令	児童数		4=0	4=0	82					199		513	
和	実績(①)			176	0			572	28	61	292		
2	確保の方策	特定教育・保育施設	215		20		628		92		344		
年	(2)	特定地域型保育事業	0		0		0		2		4		
度		広域利用(市外幼稚園等)	0		0		0		0		0		
	2-1		45	39	20	20	63	56	66	33	56		
令	児童数				79				18	86	45	6	
和	実績(①)		193		0	0	542	554	41	66	263	281	
3	確保の方策	特定教育・保育施設		15	2		61		8		33		
年	(2)	特定协域刑保育事業		0		0		0		2		4	
	(@)	広域利用(市外幼稚園等)	0		C	0		0		0		0	
^~	2-1			11	20	20	77	65	47	22	80	62	
令	推計児童数			768					180		390		
和	実績(①)		185	173	0	0	547	537	31	58	245	250	
4	確保の方策	特定教育・保育施設	210		20		617		83		329		
年	(2)	特定地域型保育事業	0		0		0		2		4		
度	(2)	広域利用 (市外幼稚園等)	0		0		0		0		0		
100	2-1		25	37	20	20	70	80	54	27	88	83	
	推計児童数			691			181 392			92			
令	量の見込み	(1)	183	-	17	-	488	_	45	_	255	_	
和	確保の方策	特定教育・保育施設	210	_	20	_	650	_	84	_	332	_	
5 左	(②)	特定地域型保育事業	0	-	0	_	0	_	2	_	4	_	
年	(2)	広域利用 (市外幼稚園等)	0	_	0	_	0	_	0	_	0	_	
度	2-1	2-1		_	3	_	162	_	41	_	81	_	
_	推計児童数			666			178 390		00				
令	量の見込み)見込み (①)			17	_	471	-	45	_	254	_	
和	本々の士体	特定教育・保育施設	210	_	20	_	650	_	84	_	332	_	
6 ±	確保の方策	特定地域型保育事業	0	_	0	_	0	-	2	_	4	_	
年	(2)	広域利用(市外幼稚園等)	0	_	0	-	0	-	0	_	0	_	
度	2-1			_	3		179	— -	41	— -	82	_	

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業計画については、これまでの利用実績を考慮しながら、サービスの維持や見直しを行います。

:								
①利用者支援事		保護者や妊娠している方が、子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、子						
対象:子どもの係	 R護者	ども家庭課に窓口を設置しています。なお、母子保健型についてはウエルネスプ						
(主に就学前児童	置保護者)	ラザで実施しており、引き続きサービスの維持を図ります。						
②地域子育て支	援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。確保の方策に						
対象:0歳~2歳		対して利用者が少ないことから、引き続き、利用促進を図ります。						
③時間外保育事	業(延長保育)	通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等で保育を実施する事業で、本市で						
対象:0歳~5歳		は 10 施設でサービスを提供しており、引き続き、サービスの維持を図ります。						
④子育て短期支持	爰事業(ショートステイ)	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事						
対象:0歳~18	歳未満	業で、短期入所生活援助事業を6施設で提供しています。子育て支援に不可欠な						
		サービスであることから、現在のサービス量を維持し利用促進を図ります。						
⑤一時預かり事業	⑤-1:幼稚園型	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて預か						
	対象:3歳~5歳	り保育を行う事業で、利用実績を考慮して見直しを行います。						
	⑤-2:幼稚園型を除く	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、一時的に預かり、						
	対象:0歳~5歳	必要な保護を行う事業で、現在のサービス量を維持し利用促進を図ります。						
⑥病児·病後児侶	R育事業	現在サービスの提供を行っていません。共働き世帯の増加や働き方の多様化が						
対象:0歳~5歳		進み、ニーズが高まると考えられるため、サービス提供の検討を行います。						
⑦子育て援助活動支援事	業(ファミリー・サポート・センター)	本市では、ウエルネスプラザでサービスの提供を行っています。利用者数が少						
対象:乳幼児、就	学児	なくなっていますが、子育て支援に重要なサービスであることから、利用啓発に						
		取り組みます。						
⑧放課後児童健	全育成事業	授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。令和3年度まで						
(放課後児童クラ	ラブ)	は 25 施設でサービスを提供していましたが、令和4年4月に千代田義務教育学						
対象:小学1年生		校が開校したことから、23施設に変更するとともに、定員の見直しを行います。						
9 妊婦健康診査		妊娠中の母子の健康の保持と増進を図るため、妊婦が県内の医療機関で受診す						
対象:すべての好	·	る費用を一部助成する事業であり、引き続きサービスの維持を図ります。						
⑩乳児家庭全戸		生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て環境の地域を行う事業でなり、引き続きサービスの維持を図ります。						
対象:生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭		供や子育て環境の把握を行う事業であり、引き続きサービスの維持を図ります。						
⑪-1:養育支援		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施						
対象:養育支援が特に	必要な家庭(妊産婦も含む)	し、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業であり、引き続きサービスの提供を						
	五/1.	行います。 短い おお にはには 数変 ヨンダの機関の連携を放出された。 悪に						
一〇〇一乙:安文援・	要保護児童支援事業	福祉、教育、保健医療、警察・司法等の機関の連携を確保するとともに、要保護用意の思想なり、変になり、悪ないでは、要保護用意となった。						
		護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、引き待き出しばるの提供を行います。近年、スピメの会用対策メ重要						
		化を図り、引き続きサービスの提供を行います。近年、子どもの貧困対策も重要						
		となっており、生理の貧困やヤングケアラーへの対応のほか、居場所づくりや子						
		ども食堂などの取り組みが求められていることから、本市においても児童の見守 り強化を図り、必要な施策を検討します。						
の主	る猫兄於付た行う恵業	り畑化を図り、必要な爬泉を快討します。 低所得者を対象とした特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担部分						
一心天貝囡似に徐台	る補足給付を行う事業	低所待有を対象とした特定教育・保育施設等が敏収する保護者の美質負担部分に係る補助について、国の制度内容を鑑みながら適切な実施に取り組みます。						
		にはる補助について、国の前及内谷を <u>臨みなから</u> 週切な美他に取り組みます。						
	本制度に参入すること の事業	一ビスの提供を進めることを目的としており、教育・保育に対するニーズを適切						
を促進するための事業 (民間事業者制度)		ーピスの提供を進めることを目的としており、教育・保育に対するーースを適切 に把握しながら、国の制度の内容を踏まえて必要な施策を講じることとします。						
(戊间事来有利於	र <i>ि</i>	に101年しなかり、国の制度の内容を増まれて必安は肥束を調しることとします。						

第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画 〜中間見直し〜【概要版】 令和5年3月 かすみがうら市保健福祉部子ども家庭課 電話 0299-59-2111